

令和7年第6回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年5月30日（金） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		甕山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 大山町立学校の学校医の委嘱について

日程第 4 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町過疎地域持続的発展計画の変更について）

日程第 5 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について）

日程第 6 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について）

日程第 7 議案第 4 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（スクールバス））

日程第 8 議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（小中学校教職員用情報機器））

日程第 9 議案第 6 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和7年度大山町一般会計補正予算（第2号）教育委員会所管の予算）

（裏面あり）

日程第 10 議案第 7 号 令和 7 年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 11 議案第 8 号 教育財産の取得の申出について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和 7 年 6 月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
5 月 1 日	木	全員協議会、初議会、管理職会議、臨時議会、定例協議
2 日	金	中山みどりの森春見つけ、面談、大山口列車空襲遺族会来室、連絡調整会議
7 日	水	大山保育所・小学校春見つけ
8 日	木	地域教育連携会議
9 日	金	県社会教育課来室、富田教育長来室
10 日	土	少年野球大会開会式
11 日	日	大山自然歴史館
12 日	月	全国教育長会(～14日まで)
15 日	木	教育課程ヒアリング、日野川河川事務所来室、スポーツ協会理事会
16 日	金	嘉手納授業参観、西部地区町村教育委員会連絡協議会役員会、 教育委員会管理職歓送迎会
17 日	土	大山青年の家、兵庫教育大学オンライン会議
18 日	日	大山青年の家
19 日	月	ハワイオンラインミーティング、定例協議
20 日	火	社会教育委員審議委員会、県生徒支援・教育相談センター来室
21 日	水	西部町村いじめ問題対策協議会
22 日	木	県社会教育協議会理事会、スポーツ少年団役員会
24 日	土	小学校運動会
26 日	月	鳥取県高校総体(登山)講話、西部租税教育推進協議会、西部町村教育長会 日野川河川事務所
27 日	火	大山きゃらぼく春見つけ
28 日	水	計画訪問(大山中) 中山小5年総合的な学習講師
29 日	木	小中学校課参事監・西部教育局長来室 西部地区町村教育委員会連絡協議会
30 日	金	定例教育委員会、管理職総会

今 後 の 予 定

31 日	土	中高児童館星空観察会
6 月 3 日	火	本会議開会

報告第1号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医の委嘱について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1 委嘱

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 候補者指名 | 今岡 慎太郎（大山町国民健康保険 名和診療所） |
| (2) 職 名 | 学校医 |
| (3) 学 校 名 | 名和小学校、名和中学校 |
| (4) 委 嘱 期 間 | 令和7年5月29日 |
| (5) 委 嘱 理 由 | 田中 宏征氏の不在による代理派遣のため |

2 委嘱

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 候補者指名 | 大塚 裕真（大山町国民健康保険 名和診療所） |
| (2) 職 名 | 学校医 |
| (3) 学 校 名 | 名和小学校、名和中学校 |
| (4) 委 嘱 期 間 | 令和7年5月30日及び令和7年6月3日 |
| (5) 委 嘱 理 由 | 田中 宏征氏の不在による代理派遣のため |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(大山町過疎地域持続的発展計画の変更について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 5 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 5 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 4 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について (スクールバス))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | | |
|---------|---|-----|
| 1 取得物件 | マイクロバス新車 (スクールバス) | 1 台 |
| 2 取得金額 | 1 0 , 6 1 6 , 7 4 0 円 | |
| 3 取得先 | 鳥取県西伯郡大山町塩津 8 3 4 番地 2
有限会社 松井オートサービス
代表取締役 松井 雄二 | |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 | |

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 5 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について(小中学校教職員用情報機器))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和7年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | 小中学校教職員用情報機器 185台 |
| 2 取得金額 | 43,439,000円 |
| 3 取得先 | 鳥取県米子市両三柳2864-16
株式会社ケイズ
代表取締役 松本 泰宏 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 6 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 5 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 7 号

令和 7 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 7 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 8 号

教育財産の取得の申出について

下記の土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、教育財産として取得することを申し出る。

令和 7 年 5 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1 申出する財産

西伯郡大山町地内

大字	字	地番	地目	公簿面積（㎡）	売買面積（㎡）
末長	村屋敷	59 番地 3	畑	165	165
末長	村屋敷	60 番地	畑	427	427
末長	村屋敷	64 番地	田	2, 072	2, 072

2 取得価格 2 5, 0 4 1, 6 0 0 円

3 取得理由 大山町立大山西小学校の駐車場用地として

【参考】
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育財産の管理等)

第 28 条

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。